届出書および保険契約締結証明書は行政庁へご提出ください

基準日における届出手続きについて

締結証明書は対象期間（今回は2020年10月1日～2021年3月31日）における資力確保の状況の届出に使用するもので、**2021年4月21日（水）までに建設業・宅建業の許可・免許を受けている行政庁に提出しなければなりません。**

① 締結証明書や明細に記載された物件や戸数に誤りがないかを確認

保険証券が未発行の物件は締結証明書に反映されません。
その場合は速やかに証券交付申請手続きをしてください。
次の物件は、締結証明書に記載されませんのでご留意ください。
○保険種類が任意保険（2号）　○引渡日が対象期間外　○共同住宅の施設

② 届出書をダウンロードする

Webブラウザの検索機能で『住まいの安心総合支援サイト　関係書類ダウンロード』と検索し、届出書を印刷します。
○建設業：第一号様式（第五条関係）
○宅建業：第七号様式（第十六条関係）
引渡物件の一覧表は、同封の締結証明書【明細】をご利用いただくので、ダウンロードは不要です。
※上記サイトへのリンクは、当社ホームページにも掲載しています。

③ 届出書と締結証明書【明細】に必要事項を記入する

届出先は、建設業・宅建業の許可・免許を受けている行政庁を記載します。
基準日は令和3年3月31日になります。

④ 届出書を行政庁へ提出

届出書類として、締結証明書と締結証明書【明細】を一緒に提出します。
提出先は、住まいの安心総合支援サイトの 『届出先の確認』 でご確認ください。
※こちらのQRコードからもご確認いただけます。

【ご注意】
引渡戸数が0戸と記載された締結証明書が同封されている場合でも、行政庁へ届出書の提出は必要です。
ただし、締結証明書の添付は不要です。

【届出書（保険のみ用）および明細の注意点】

2021年3月31日基準日の届出手続きから、届出時の押印が不要になりました。

［届出書］

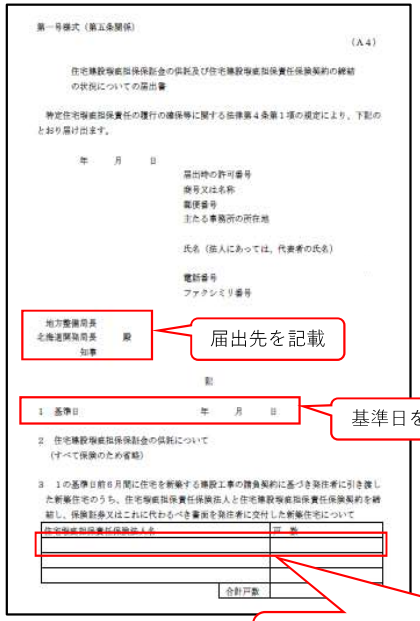

保険契約締結証明書
［明　細］

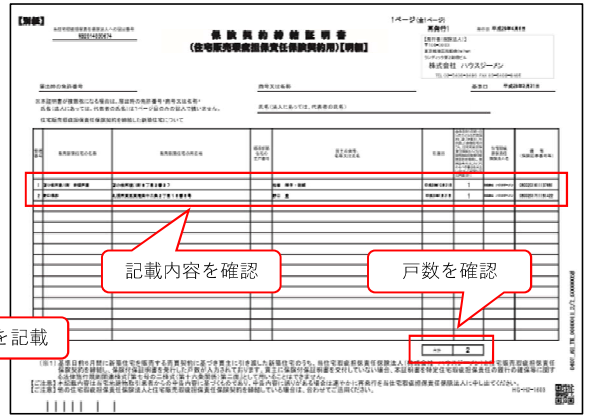

※明細は1戸以上の実績がある場合に同封されます。
0戸の場合には同封されません。

☆届出手続きの詳細や、書類の書き方は、提出先の行政庁にお問合せください。
☆紛失による締結証明書（明細含む）の再発行は、当社ホームページのお問合せ・資料請求ページの『締結証明書の再発行依頼』からご依頼ください。
☆上記以外のお問合せは当社へご連絡ください。

株式会社　ハウスジーメン　　受付センター：03-5408-8486
（9：00～17：00）